

広島県告示第四百六十三号

平成十八年広島県告示第八百六十号（平成十九年度及び平成二十年度において県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「告示」という。）の追加申請期間等について、次のとおり定めた。

平成十九年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 追加申請期間

1 窓口における申請

別表上欄のとおり。

2 電子申請

別表各号上欄の期間内に電磁的記録を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、持参又は郵送等により別に提出すべき添付書類を同表各号下欄の日までに広島県土木部総務管理局建設産業室（広島市中区基町一〇番五二号）に到達させなければならない（期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

二 申請に係る添付書類の特例

別表各号上欄の期間に行う追加申請には、告示別表第二二号上欄ただし書の規定にかかわらず、それぞれ別表各号中欄に掲げる日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書で最新かつ入札参加資格を申請する日に有効であるものを添付するものとする。

また、告示別表第二第七号上欄の規定にかかわらず、追加申請を行う日の属する月の前月の末日現在の状況を示す技術職員名簿を添付するものとする。

別表

追加申請期間	経営事項審査の結果通知書等の審査基準日	電子申請において別途提出すべき添付書類の到達期限
平成一九年六月一日（月）から平成一九年六月一五日（金）まで	平成一七年十一月二二日	平成一九年六月二二日（金）
平成一九年九月一四日（金）から平成一九年九月二一日（金）まで	平成一八年二月一五日	平成一九年九月二八日（金）
平成一九年十二月一日（火）から平成一九年十二月一七日（月）まで	平成一八年五月二二日	平成一九年十二月二五日（火）
平成二〇年三月一日（火）から平成二〇年三月一七日（月）まで	平成一八年八月二二日	平成二〇年三月二四日（月）